

新施設に入居する機能の考え方（案）

- 1 現在の3施設を構成する機能（裏面「各施設の機能」参照）のうち一体化後の新施設に入居する機能、また、新たに入居する機能については、次の観点から判断すべきものと考えている。（優先順位は(1)から(4)の順）
 - (1) 高度な専門的支援を行う機関として、法律により自治体が設置すると規定されているもの※
 - ※ 身体障害者更生相談所，精神保健福祉センター（デイケア事業除く），児童相談所，知的障害者更生相談所
 - (2) 専門的観点から，総合的で質の高い相談，支援体制の構築に資するもの
 - ア 区役所・支所の相談，支援のバックアップ
 - イ 地域で障害者及び児童に関わる機関の支援力向上のサポート
 - ウ 関係機関※による連携した支援のための仕組みづくりや調整
 - ※ 保健，医療，福祉，教育，雇用等関係機関
 - (3) 障害保健福祉，児童福祉施策を推進するために，新たなニーズあるいは民間で十分に対応できないニーズに対応したり，民間の取組を先導するものとして，当面の間，「公」として推進していく必要があるもの
 - 加えて，一体として整備することで，より高い効果が発揮できると認められるもの
 - (4) 当該地域の相談等の支援を担うもので，他に場所を確保するまでの間対応が必要なもの
- 2 新施設設置後も，施設が備えるべき機能については，社会のニーズや，行政の制度・施策，民間の取組状況を踏まえ，専門，中核的機能が果たせるよう，継続的に点検，検証を行う。

各施設の機能一覧

施設名	機能名称	根拠	担当課等	主な事業内容
地域リハビリテーション推進センター	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉法第11条第2項に規定	相談課	身体障害者の更生に関する相談事業、医学的、心理的及び職能的判定
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第8項に規定	支援施設課	短期入所事業(定員 空床利用)
		障害者総合支援法第5条第10項に規定		施設入所支援事業(定員30名)
		障害者総合支援法第5条第12項に規定		自立訓練事業(定員40名)
	高次脳機能障害者支援センター	法的なものではないが、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱に基づく支援拠点機関として位置付け	相談課	高次脳機能障害がある者への支援に関する相談事業
地域リハビリテーション推進センター診療所	医療法第1条の5第2項に規定	相談課	診療所事業	
				市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業
こころの健康増進センター	精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第2項に規定	相談援助課	精神障害者福祉に関する複雑な相談・指導事業(診療所業務)、精神医療審査会の事務局、手帳の判定、自立支援医療の認定
	デイケア事業	精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定	デイ・ケア課	回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活・作業指導(診療所業務)、その他当該精神障害者の社会復帰を促進するための事業
		精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定	相談援助課	法に基づく移送を適正かつ円滑に実施するための関係機関との連絡調整その他の精神障害者の緊急時における医療を確保するための事業
	こころの健康増進センター診療所	医療法第1条の5第2項に規定	相談援助課 デイ・ケア課	診療所事業(デイ・ケア事業及び相談・指導事業のうち医師による精神科医療に該当する相談・指導業務)
	京都市朱雀工房	障害者総合支援法第5条第1項に規定	指定管理	就労移行支援事業 就労継続支援事業
	京都市地域生活支援センター なごやかサロン	障害者総合支援法第5条第16項に規定	指定管理	相談支援事業
障害者総合支援法第77条第1項第2号及び第3号に掲げる事業 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定		地域生活支援事業 障害児相談支援事業		
				市長が必要と認める市民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に関する事業
児童福祉センター	児童相談所	児童福祉法第12条第2項に規定	児童相談所 相談課 支援課	虐待、非行及び養護等に係る相談の受付 虐待の相談・通告に係る初期対応 虐待、非行及び養護等に係る支援 (一時保護、施設入所、在宅支援、里親委託等)
		児童相談所運営指針に規定	発達相談所 発達相談課	障害児に係る相談の受付
		児童福祉法第21条の5の7第1項に規定		療育手帳に係る判定
		障害者総合支援法第22条第1項及び第77条第1項に規定		障害児通所支援及び放課後等デイサービス等の給付決定
		発達障害者支援法第13条に規定		短期入所及び日中一時支援の給付決定
		児童福祉法第24条の3第2項に規定		発達障害に係る地域支援
	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法第12条第2項に規定	発達相談所 診療療育課	障害児入所支援の給付決定
	児童福祉センター診療所	医療法第1条の5第2項に規定		知的障害者に対する支援 (療育手帳に係る判定、進路や生活に係る相談支援等)
	児童発達支援センター「うさぎ園」	児童福祉法第43条第1号に規定		診療所事業
	児童発達支援センター「こぐま園」	児童福祉法第43条第1号に規定		福祉型児童発達支援センターとしての事業 (言語障害・難聴児を対象とする児童発達支援 定員30名)
	児童発達支援センター「かがやき」			福祉型児童発達支援センターとしての事業 (知的障害児を対象とする児童発達支援 定員50名)
京都市発達障害者支援センター「かがやき」	発達障害者支援法第14条第1項各号に規定	委託	発達障害児・者に対する支援 (相談支援、就労支援、発達支援、普及啓発・研修)	
				市長が必要と認める事業

注) 児童福祉センターの機能である第二児童福祉センター(所在地:伏見区深草)、児童療育センター(児童発達支援センター「きらきら園」、児童発達支援事業所「なないろ」、療育事業「あおぞら教室」)(所在地:伏見区深草)、児童療育所(療育事業「すぎのこ教室」)(所在地:右京区京北)については、新施設の入居対象ではないため除いている。